

議案第1号

盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について

盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により審議を求める。

令和4年1月17日

滝沢市都市計画審議会議長

滝都第1224001号
令和3年12月24日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。

議案第 2 号

盛岡広域都市計画地域地区（特別用途地区）の決定案について

盛岡広域都市計画地域地区（特別用途地区）の決定案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 4 年 1 月 1 7 日

滝沢市都市計画審議会議長

滝都第1224002号
令和3年12月24日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画地域地区（特別用途地区）の決定案について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に
より、貴審議会に諮問する。

議案第 3 号

盛岡広域都市計画地区計画（鶉飼地区）の変更案について

盛岡広域都市計画地区計画（鶉飼地区）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 4 年 1 月 1 7 日

滝沢市都市計画審議会議長

滝都第1224003号
令和3年12月24日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画地区計画（鶉飼地区）の変更案について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。

議案第4号

盛岡広域都市計画地区計画（土沢地区）の変更案について

盛岡広域都市計画地区計画（土沢地区）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により審議を求める。

令和4年1月17日

滝沢市都市計画審議会議長

滝都第1224004号
令和3年12月24日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画地区計画（土沢地区）の変更案について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。

議案第 5 号

盛岡広域都市計画地区計画（御庭田地区）の変更案について

盛岡広域都市計画地区計画（御庭田地区）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 4 年 1 月 1 7 日

滝沢市都市計画審議会議長

滝都第1224005号
令和3年12月24日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画地区計画（御庭田地区）の変更案について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。

議案第 6 号

盛岡広域都市計画地区計画（牧野林地区）の変更案について

盛岡広域都市計画地区計画（牧野林地区）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 4 年 1 月 1 7 日

滝沢市都市計画審議会議長

滝都第1224006号
令和3年12月24日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画地区計画（牧野林地区）の変更案について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。

議案第7号

盛岡広域都市計画都市施設（下水道）の変更案について

盛岡広域都市計画都市施設（下水道）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により審議を求める。

令和4年1月17日

滝沢市都市計画審議会議長

滝下水第1224002号
令和3年12月24日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画都市施設（下水道）の変更案について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。

議案第 8 号

盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について

盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

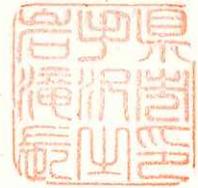
令和 4 年 1 月 1 7 日

滝沢市都市計画審議会議長

滝都第1224009号
令和3年12月24日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。